

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知。以下「県要領」という。）に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から御殿場市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、県要領、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住とは、御殿場市へ住民票を異動し、生活の本拠を御殿場市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等とは、補助金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金とは、県要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業家に対して支出する補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たすものを対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 移住する直前に、連続して5年以上、東京特別区に在住していたこと。
- (イ) 移住する直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、移住する3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京特別区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京特別区の法人等又は法人経営者若しくは個人事業主を辞めてから、移住するまでの間に、東京特別区外であって静岡県とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。
- (イ) 補助金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 御殿場市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (イ) 移住する直前に在住していた市区町村において、直近1年間の市区町村税を滞納していないこと。
- (ウ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。
- オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (4) 移住元の市区町村における直近1年間の市区町村税の滞納のない証明書
- (5) 別表2に掲げる証明書類等
- (6) 暴力団排除誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）

により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 補助金の申請日から5年以内に市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(請求の手続き)

第8条 第6条の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、同条の通知を受けた日から起算して10日以内に御殿場市移住・就業支援事業費補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 補助決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第10条 市長は、前条の再交付を認めたときは、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）により交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額又は半額を返還させることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に御殿場市から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に御殿場市から転出した場合

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

区 分	補助金の額
単身での移住の場合	6 0 万円
2 人以上の世帯での移住の場合	1 0 0 万円

別表 2（第 5 条関係）

区 分	証明書類等
移住・就業支援金（就業の場合）の 交付を受けようとする者	就業証明書（御殿場市移住・就業支 援事業費補助金申請用）（様式第 2 号）
移住・就業支援金（起業の場合）の 交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特 別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の 就業証明書その他の移住元での在勤 地、在勤期間、及び雇用保険の被保 険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特 別区に通勤していた法人経営者又は 個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元で の在勤地を確認できる書類及び個人 事業等の納税証明書その他の移住元 での在勤期間を確認できる書類

様式第 1 号（第 5 条関係）

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名	印	年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
補助金の種類	就業	起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、御殿場市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

4 移住元の住所

(注) 5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就 業 先	就 業 地

管理コード (御殿場市使用欄)	
-----------------	--

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付申請に関する誓約書兼同意書

御殿場市移住・就業支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

(1) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 補助金の申請日から3年未満に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

(1) 上記1第2号の誓約事項が遵守されているか確認するために、御殿場市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

(2) 静岡県及び御殿場市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する御殿場市移住・就業支援事業費補助金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

御殿場市長 様

住所

申請者

氏名

印

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（御殿場市移住・就業支援事業費補助金申請用）

年 月 日

御殿場市長 様

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

担当者

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	
勤務者と代表者 又は取締役等の 経営を担う者との 関係	

備考 御殿場市移住・就業支援事業費補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び御殿場市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市移住・就業支援事業費補助金について、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に御殿場市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

1 御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- (2) 申請日から3年未満に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：全額
- (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第8条関係）

御殿場市移住・就業支援事業費補助金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
氏 名 印

年 月 日付 第 号 により交付の決定を受けた御殿場市
移住・就業支援事業費補助金について、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要
綱第8条の規定に基づき次のとおり請求します。

請求金額 円

【振込先】

金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所				
預金種別	普通預金					
預金口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

様式第 5 号（第 9 条関係）

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書の再交付を受けたいので、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日	
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のありました御殿場市移住・就業支援事業費補助金について、御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に御殿場市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御殿場市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 御殿場市移住・就業支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に御殿場市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--